

# 令和 6 年 安全環境管理計画

深田サルベージ建設株式会社

## 1. 安全環境基本方針

私たちは海で働くプロとして

- 1 安全をすべてに優先する。
- 2 海と人の未来のため、持続可能な環境保全を行う。

## 2. 今年の方針

- 1 社員一人ひとりが、「健康管理も仕事のうち」と肝に銘じ、互いを気遣うコミュニケーションにより、高ストレス者への対応、労働時間の短縮に取り組み心身とも健康な職場づくりをめざす。
- 2 どこが、何が危険なのか気付く感受性を育てるために今年も安全自主活動を推進する。
- 3 作業計画・手順を話し合うとき、『かもしれない』、『焦ると・・・』等の心理的な面もリスクに取り入れ想定幅を広げ、検討した安全対策を『声をかけ合い』必ず実行する。

## 3. 目標

コミュニケーションで築こう！無事故の幸せな会社

## 4. スローガン

思いやり 笑顔あり 明るい職場に未来あり

## 5. 重点施策

- (1) コミュニケーションで心身の健康と、危険感受性を育てる。
  - 1) 「心身の健康づくり計画」を推進し、健康を育む。
  - 2) 安全自主活動（KY、声かけ、ヒヤリハット・気がかり運動、指差し呼称）で危険感受性を磨き、不安全行動防止と、機械・設備の安全化をはかる。
- (2) 技術（安全と環境）を磨き、繋ぐ。
  - 1) 工事・作業のリスクを『かもしれない』の想定に焦りなどの心理的な面も加えて、抽出・対策して安全を先取りする。
  - 2) 毎日の安全サイクルを確実に回す。
  - 3) 協力会社（船員を含む）へ指導・教育を行う。
  - 4) 陸上を含めて油流出対策を確実に実施する。

## 6. 実施要領

- (1) コミュニケーションで健康と、危険感受性を育てる。
  - 1) 「心身の健康づくり計画」を推進し健康を育む。

- ① 二次検診受診率の今年目標を全社80%以上に設定し、勧奨していく。
  - ② ストレスチェックの結果、高ストレス者に対し適切な対応を実施する。
  - ③ 労基法時間外労働の上限規制(R6.4.1施行)への対応と、所定の有休取得のため、労働時間管理計画を立案・短縮をはかることにより法を遵守する。
- 2) 安全自主活動(KY、声かけ、ヒヤリハット・気がかり運動、指差し呼称)に全員(協力会社を含む)参加してヒューマンエラーの防止と、機械・設備の安全化をはかる。
- ① 一人現地KYの導入により個々の危険感受性の向上と、ウツカリボンヤリを防ぐ『指差し呼称』で、ヒューマンエラーを防止する。
  - ② 危ないと思ったら声かけて不安全行動をやめさせ、仲間を助ける。
  - ③ ヒヤリハット・気がかり報告件数の少ない職場、協力会社に対し、総括安全衛生管理者等は、督促して職場間の温度差をなくし、運動の活性化をはかる。
  - ④ 地区、船舶・基地安全環境委員会でのヒヤリハット4R対策は、次の優先順位で検討し、機械・設備、作業手順等の改善等をはかる。
    - 1. 機械設備の改善、工具の使用等
    - 2. 作業手順の改善
    - 3. 保護具の使用

(2) 技術(安全と環境)を磨き、繋ぐ。

- 1) 工事・作業のリスクを『かもしれない』の想定に焦りなどの心理的な面も加えて、抽出・対策して安全を先取りする。
- ① 工事・作業の責任者は、実施する工事・作業の計画・手順書について、リスクを抽出・対策を盛り込んで作成、周知して開始する。  
 なお、法令で定められている移動式クレーン、高所作業車、フォークリフト等の作業計画書は、法定事項を必ず記載して作成・周知、作業者はサインする。
  - ② 工事計画書事前TV審査会を開催し、全社の意見を集約し、工事計画の安全性、効率性を高める。
- 2) 毎日の安全サイクルを確実に回す。
- ① 作業前ミーティングは、慣れた作業、朝礼時に限らず、作業前に完全実施する。
  - ② 所属会社が異なる作業員同士で作業する場合は、リーダーを決め、念入りに実施する。

【作業ミーティングで行う主な内容】

- ㊦ 手順
  - ㊧ リスクの抽出と対策(保護具、作業中止、中断を含む)
  - ㊨ 役割分担(知識・経験、技能、資格の確認)
  - ㊩ 意見、質疑応答 他
- ③ 手順を変更する必要がある場合や、片付け作業開始前に一旦停止、再度ミーティングを実施して判断する。
  - ④ 作業の責任者は、作業中の異常(手順が守られていない、リスク対策の未実施、新たなリスク)が発生した時は、作業を一時中断し、再度ミーティングを行い対処する。
  - ⑤ 工事作業終了後に終礼を実施して、翌日作業の安全をはかる。

【終礼で行う主な内容】

- ㊦ ヒヤリハット・気がかりの有無、有の場合、可能な対策について行う。
- ㊧ 翌日作業の予定と工事・作業のリスク対策を周知。

- ⊖ 作業手順について改善。
  - ⊖ 各自の役割を実行できたか。
- 3) 協力会社（船員を含む）へ指導・教育を行う。
- ① 協力会社に対して、安全にかかわる教育、指導を行う。
    - ① 船員法適用者対象に、危険有害業務について、依頼または必要に応じて実施する。
    - ⊖ ミーティング、KY活動の指導を行う。
    - ⊖ コミュニケーションの活性化をはかる。
  - ② 作業前に、連絡調整事項の伝達と実施の確認、危険のポイント、安全作業を行うための指導を確実に行う。
- 4) 陸上を含めた油流出対策を確実に実施する。
- ① 船長、作業長は、給油作業（着火船、甲板上の発電機、フォークリフト等の給油を含む）と、ビルジ陸揚げの手順書を遵守する。
  - ② 工事責任者は、油圧機器を輸送（陸上を含む）、使用して作業を行う場合において油流出の対策を行う。
  - ③ 陸上・海上を問わず、油圧機器の取扱責任者は、定時点検（状況により点検頻度を増やす）を確実に実施する。

## 7. 教育・訓練の実施等

- (1) 各支社・支店の各課の課長、安全運転管理者等が社内ルールを教育、周知し記録する。  
 対象：社員と協力会社の関係者  
**【実施事項】** ① 「交通安全」の研修会  
 ② 当社安全管理規程等の教育・指導  
 ③ 油流出防止、廃棄物の適正処理  
 ④ 新規採用者のOJTと、新規入場者教育のやり方
- (2) 総務部実施の教育等（支社、支店総経課を含む）  
**【実施事項】** ① ハラスメント／メンタルヘルス教育  
 ① 社員対象研修  
 ⊖ メンタルヘルス推進者の育成教育（外部講習）  
 ② 労働時間管理研修会
- (3) 営業本部実施の教育等  
**【実施事項】** ① 土木施工管理技士受験準備講習
- (4) 海務部実施の教育  
**【実施事項】** ① 新規採用者の雇入れ時教育  
 ② 労働時間管理研修会  
 ③ ハラスメント等管理職研修  
 ④ STCW条約に基づく基本訓練についての指導

(5) 技術本部実施の教育

【実施事項】 ① 工事計画等・現場施工に関連する知識

(6) 安全環境事務局の教育等・・・必要都度実施

- 【実施事項】 ① 法定教育（職長教育、各特別教育、足場の組立て等作業主任者等能力向上教育、雇入れ時教育 他）
- ② 化学物質管理関係改正省令への対応（R 6. 4. 1 施行）
- ④ 管理体制「化学物質管理者」、「保護具着用管理責任者」
  - ⑤ リスクアセスメントの見直し（特に危険性）
  - ⑥ 教育（化学物質に関する内容充実）
    - 1. 職長教育
    - 2. 雇入時教育
  - ⑦ 各安全環境委員会の付議事項追加
  - ⑧ その他
- ③ 協力会（祈願祭研修会）、総会研修会、船舶研修会（運航、船内危険・有害防止対策） 他
- ④ リスクアセスメント（グループKY、一人KY、化学物質）
- ⑤ 教育用DVDの作成と配布
- ① 計画の周知
  - ② 事故、ヒヤリハット情報等から必要と思われるもの

(7) 社員の必要な法定資格取得と、能力向上のための外部講習を推進し、人材育成をはかる。（法定資格は協力会社への指示・指導を含む）

【実施事項】 ① 計画的に資格取得、能力向上のための有効な講習受講

(8) 訓練の実施 [1回/年以上]

- 【実施事項】 ① 総合訓練 西日本支社と連携して実施
- ② 地震・津波対応訓練
- ③ 寄宿舍（横須賀、大阪、九州）の消防・避難訓練等

## 8. パトロール

(1) 本社

- 1) 社長・役員パトロール 工事、船舶、基地を適宜実施（支社毎2回） [6回/年]
- 2) 全社総括安全衛生管理者パトロール " " [8回/年]
- 3) 安全環境事務局パトロール [随時]
- 4) 本社各部訪船指導・懇談 [随時]

【実施事項】 ① 支社・支店と調整してパトロール対象現場を選定する。

目標：[1回/月以上実施]

- ② パトロール指示書と是正の確認をする。現地確認（記録）か是正報告書（写真）の受領で確認。
- ③ 訪船した場合は必ず、安全・衛生担当者記録簿に記録する。

- (2) 支社・支店（全現場1回／月以上）
- 1) 総括安全衛生管理者パトロール [通期]
  - 2) 安全管理者パトロール [通期]
  - 3) 衛生管理者パトロール（1回／週以上）
  - 4) 船舶・基地安全環境委員会訪船（ライン）指導・懇談 [通期]
- 【実施事項】① パトロール指示書と是正の確認をする。現地確認（記録）か是正報告書（写真）の受領で確認。  
「安全環境パトロール実施報告総括表」を本社安全環境事務局へ報告する。
- ② 訪船した場合は必ず、安全・衛生担当者記録簿に記録する。
  - ③ 船舶・基地安全環境委員会一議事録
- (3) 作業所（所長巡視 安全環境パトロール実施要領に基づき実施）
- (4) 安全衛生協力会パトロール [4回／年]
- 【実施事項】① パトロール指示書と是正の確認をする。現地確認（記録）か是正報告書（写真）の受領で確認。

## 9. 監査

- (1) 年末・年始安全総点検（安全統括管理者が実施） [12～1月]
  - (2) 船長業務、基地業務安全監査（ " " ） [4～5月]
  - (3) 運航管理者安全監査（ " " ） [6月]
  - (4) 運航管理者に対する内部監査（支社 内部監査チームが実施） [10月]
  - (5) 本社業務内部監査（内部監査チームが実施） [10月]
- 監査対象部署：CSR推進室、総務部、経理部、営業本部、工務部、海務部、技術本部
- (6) 安全環境事務局に対する内部監査（内部監査チームが実施）
  - (7) 安全統括管理者に対する内部監査（ " " ）
  - (8) 社長に対する内部監査（ " " ）

- 【実施事項】① 監査を実施し、記録する。  
② 監査員能力向上のため被監査部署のアンケートを実施する。

## 10. 全社衛生管理者会議の開催 [7月]

本社関連部署や支社・支店の衛生管理者により全社衛生管理者会議を開催し、「心身の健康づくり計画」、ウイルスの感染防止等について、現状の把握、問題点の抽出、その対応について討議する。

- 【実施事項】① 決定事項の議事録を全社に周知する。

## 11. マネジメントレビュー

- (1) 中間マネジメントレビュー [7月]  
（本社内部監査チーム、各支社・支店の安全管理者、衛生管理者も同席）

- 【実施事項】① 決定事項の議事録を全社に周知する。

- (2) 経営トップマネジメントレビュー [11月上旬]  
事故の情報、パトロールおよび内部監査の結果等と支社マネジメントレビューをふまえて経営トップ等のマネジメントレビューを実施する。
- (3) 支社マネジメントレビュー [12月上旬]  
10月または11月開催の地区安全環境委員会で、前月までに開催の地区安全環境委員会で審議した見直し改善事項の集約および、中間マネジメントレビューをふまえマネジメントレビューを行い、安全環境事務局へ送付する。

## 12. 次年の安全環境管理計画の作成と決定

- (1) 安全環境管理計画スローガンの募集 [10月中旬(募集)・12月中旬(決定)]  
安全環境事務局は、中間マネジメントレビュー等を考慮して、次年の管理計画スローガン等を募集し、12月開催の安全環境委員会で決定する。
- (2) 安全環境事務局は、経営トップマネジメントレビューをふまえて、安全環境管理計画(案)を作成し、各支社に計画の重点施策等を連絡し、支社の安全環境管理計画に重点施策等を加えるように要請する。(オンラインによる説明会開催)  
[11月上旬]
- (3) 支社は自支社マネジメントレビューの結果と安全環境管理計画(案)をふまえて、支社の安全環境管理計画(案)を作成し、安全環境事務局へ提出する。  
[12月上旬]
- (4) 安全環境管理計画(案)は安全環境委員会で、支社の安全環境管理計画(案)とともに審議・決定する。  
[12月中旬]

以上 (以下余白)